

全国高等専修学校協会 令和3年度「教職員研修会」

第3部 「私立幼稚園に学ぶ『学校評価』」

2021年12月23日 木曜日 16時10分
アルカディア市ヶ谷 + WEB

加藤篤彦

(公財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 専務理事

(学法) 武蔵野東学園武蔵野東第一・第二幼稚園 園長

お招きに感謝

- いわば零細企業体である幼稚園での学校評価の取組を紹介し高等専修学校での取組に生かしていただくこと
 - 幼稚園は文科省の委託研究を得ながら幼児教育課と連携しつつ自分達にとっても意味のある学校評価を作り上げてきた
- 例：ECEQ 「公開保育を活用した幼児教育の質向上システム」を開発し実施園は国から60万円の施設評価加算を得ている
- 自ら取組むことで、行政の理解を得て支援や振興につながる
 - 学校評価の基本的な考え方と簡便な方法をお伝えします

(一財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構

→全日私幼連 (任意団体)

→私立幼稚園 (こども園) の
研究と研修にかかわる公益目的法人

会員園数 私立幼稚園 (こども園) 7,530園

園児・教職員の総数 (概算) 138万世帯

「学校評価」は、
平成19年（2007年）に施行された
学校教育法（6月）と学校教育法施行規則（10月）の改正にて

自己評価の実施と公表について 義務化
学校関係者評価の実施と公表について 努力義務化

→ 「幼稚園における学校評価ガイドライン」
（平成23年11月）改訂

→ 「専修学校における学校評価ガイドライン」
（平成25年3月）

「学校評価」は、

「自己評価」「学校関係者評価」「第三者評価」からなる

「自己評価」の実施と公表

→ 「義務」園として必ずしなければならないこと

「学校関係者評価」の実施と公表

→ 「努力義務化」するように努めなければならないこと
(できるだけしたほうがよいこと)

「第三者評価」(実施と公表)

→ 特になし

さらに 加えて！

消費税財源による無償化の実現（2019年10月）

巨額の公費投入 → 幼児教育の価値が認められたこと！
→ 一方で私達は今までとは違った
ステージに立つことになった

1. 公的支援に見合った質の高い幼児教育の提供
2. 幼児教育の質の向上を図る社会的責任

この2点がこれまで以上に求められる。

幼児教育無償化や

私立高等学校等就学支援金制度の対象として
質をどう担保するのは大きな課題
多額な公費投入に見合う成果があるかどうか

公費ゆえに、高い説明責任が、各園の対応のみならず、
行政にも求められる

無償化等にかかわって学校はやるべきことをしているのか
→ 義務・努力義務を果たしているのかという社会の要請

【幼稚園がやるべきことをしているかどうか】

- **義務**としての「(園の)自己評価」
直近の調査結果 100%のはずが… 88.6%
(小学校以上 96.0%)
- **努力義務**としての「学校関係者評価」
幼稚園は55.7% 小学校以上は87%

■ 私立専修学校の学校評価の取組状況 (平成23年→令和元年)

◎ 自己評価を 実施	62.2%	→78.5%
当該結果を 公表	17.1%	→56.9%
◎ 学校関係者評価を 実施	15.6%	
当該結果を 公表	5.6%	

当機構の取組

教育水準の向上を
図るための
手段である
学校評価の普及



機構において
リーフレット（全園配布済）と
ガイドブックを作成

すぐできる！

自己評価と学校関係者評価

～幼児の育ちを支える園の質の向上のために～



- ・今さら「学校評価」の目的や方法を尋ねにくい
- ・自園では実施しているが本当にそれでよいのか自信が持てない



私立幼稚園（学校）は、幼稚園教育要領を共通の土台としつつ
創立以来、創立の理念、建学の精神に基づいた
特色ある教育活動を展開

長年にわたって営まれてきた日々の実践の積み重ねが、
園文化ともいえる独自性を育んできた

独自性をもつ私立幼稚園が、多数存在することで
多様性が生み出される

多様性があることで、
保護者や子どもへの選択権が保障される
幼稚園教育の豊かさにつながっている

公的な教育を行う「私立学校」の立ち位置

「自由選択」…保護者や子どもへの選択権の保障
→教育の多様性の確保

「情報提供」…自由選択に資する情報の提供
→学校紹介だけでなく
学校評価と財務情報（大項目程度）の提供

「監査」…経営面での公益性を担保

「学校評価」…運営の質と教育の質

【よくある誤解】 「学校評価」における「自己評価」は
教員個人の評価や
それを集計したものではない

学校評価：「自己評価」の目的

園として組織的に、
重点的に取り組むべきこと（目標）を
皆（園長のリーダーシップのもとで保育者）で検討し、
皆で取り組み、
その結果を振り返り、
組織的に継続的に伸長・改善をはかること

- 学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、
それ自体が目的ではない
- 全分野を網羅して設定するのではなく、
学校が伸ばそうとする特色や
解決を目指す課題に応じて
重点目標を精選する。

評価項目・指標等を検討する際の視点となる例

○教育課程・指導

○保健管理

○安全管理

○特別支援教育

○組織運営

○研修（資質向上の取組）

○教育目標・学校評価

○情報提供

○預かり保育

○教育環境整備

幼稚園ガイドラインの別添2-1より

専修学校における学校評価 ガイドライン

平成25年3月

生涯学習政策局



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成24年5月～平成25年2月：

専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における審議

専修学校における学校評価ガイドラインの主なポイント

〈目的〉

- 学校評価を通じた組織的・継続的な教育活動等の改善。
- 生徒・卒業生、関係業界等の地域のステークホルダーとの連携協力による特色ある専修学校づくり推進。

〈定義〉

- 自己評価：各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動について行う評価
- 学校関係者評価：生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校、保護者・地域住民、所轄庁等の学校関係者により構成された評価委員会等が自己評価の結果を基本として行う評価
- 第三者評価：学校から独立した第三者による評価基準等に基づき、専門的・客観的立場から行う評価

〈外部アンケート等の活用〉

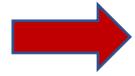
- 生徒・卒業生、企業等を対象に行うアンケート等を学校評価の資料等として活用。
- ※学校関係者評価そのものとは異なることに留意。

〈評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〉

- 教育理念・目的・育成人材像
 - ・学校における職業教育の特色は何か、社会のニーズを踏まえた学校の将来構想を抱いているか 等
- 教育活動
 - ・関連分野の企業等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか
 - ・関連分野における実践的な職業教育（産学官連携によるインターンシップ、実習等）が体系的に位置づけられているか
 - ・関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための教職員の研修等が行われているか 等
- 生徒・学生支援
 - ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか
 - ・関連分野における業界との連携による卒業後の再教育プログラム等を行っているか 等

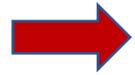
ガイドライン 概要の部分

ガイドライン目次



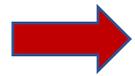
1. 専修学校における学校評価

- (1) 背景・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
- (2) 目的・定義等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
- (3) 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
- (4) 学校評価により期待される取組と効果・・・・・・・・・・・・・・・・ P12



2 専修学校における学校評価の実施・公表

- (1) 自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
- (2) 学校関係者評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16
- (3) 第三者評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P17
- (4) 評価主体・体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P20
- (5) 学校評価の評価結果の公表・報告と支援・改善・・・・・・・・ P21
- (6) 実効性の高い学校評価の促進のための国、都道府県等の役割 P22
- (7) 学校評価を通じた教職員の資質向上・・・・・・・・・・・・・・・・ P23
- (8) 分野、職域などの特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P24



3 積極的な情報提供・情報公開

- (1) 専修学校における積極的な情報提供・情報公開・・・・・・・・ P26
- (2) 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P27
- (3) 積極的な情報提供の必要性と期待される効果・・・・・・・・ P27
- (4) 情報提供の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P28
- (5) 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P29
- (6) 情報提供等への取組に関するガイドライン・・・・・・・・・・・・ P29

「自己評価」といえば個人がする評価と考えがちだが…

「自己評価」 → 学校自身が自己を評価すること

各学校の教職員が自校の教育活動
その他の学校運営の状況について行う評価

「学校関係者評価」

基準となっている小学校等の学校評価においては、
保護者、地域住民等（当該校の職員を除く）により
構成された評価委員会等が、自己評価の結果について
評価することを基本として行う評価

「評価」は一連の流れ

評価は3だけでない

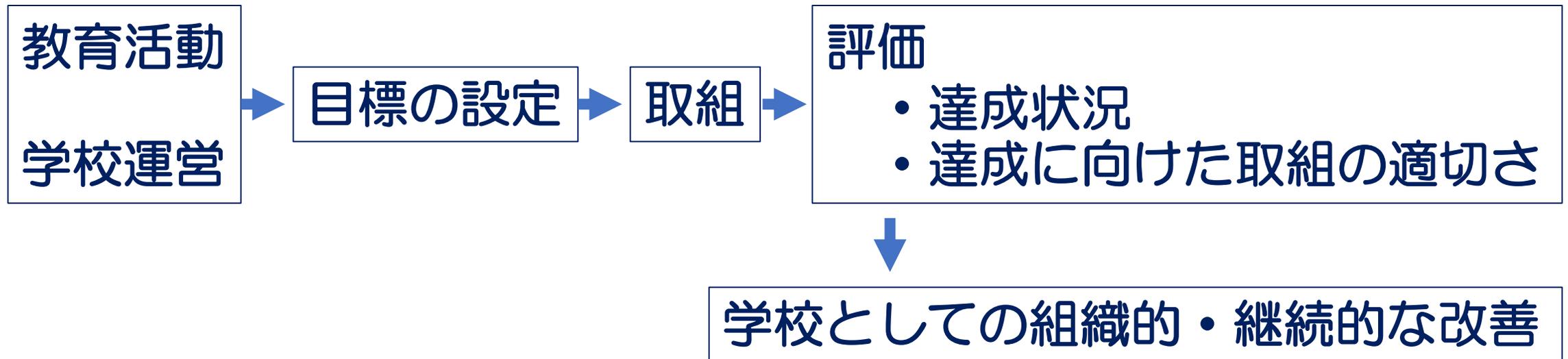


1~4の
PDCAサイクルの
一連の流れのこと

1. 学校の目標の設定 Plan
2. 取組み Do
3. 振り返り Check
(評価)
4. 改善 Action
: 修正や目標の調整

学校評価の目的

各学校が、校長のリーダーシップの元、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。



Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）

学校の「自己評価」

「学校全体（チーム学校として）で取り組むべき課題は何か
実行し、取り組みを振り返り さらにどう改善するか」

目標設定の重要性（問い、課題）

- ・何を目標（問い 課題）にするか
目標記述の大きさと領域について

抽象的



具体的

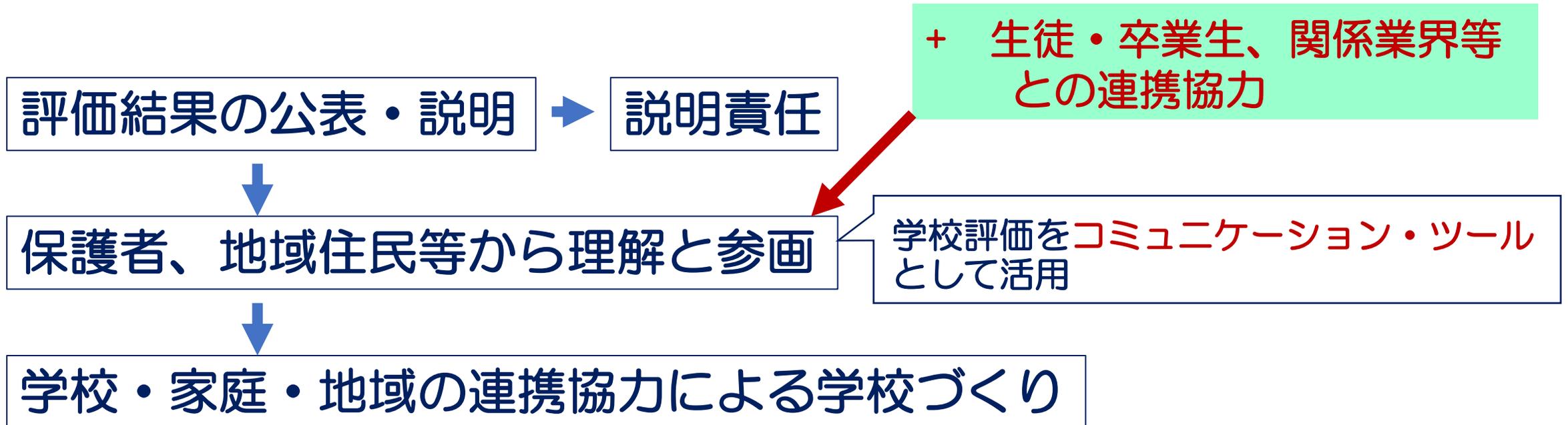
目標とする領域（項目）

目標の重点化

全領域網羅すると
評価改善がたいへん…
重点として3つ程度

学校評価の目的

各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。



専修学校における学校評価の目的（ガイドライン7頁）

- ① 各学校が、実践的な職業教育等を目的とした自らの教育活動その他の学校運営について、

社会のニーズを踏まえた目指すべき目標を設定し、

その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、

学校として組織的・継続的な改善を図ること。

専修学校における学校評価の目的（ガイドライン7頁）

- ② 各学校において、生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校等（専修学校と接続する学校）、保護者・地域住民、所轄庁など学校関係者等により構成された学校関係者評価委員会等が、自己評価の結果に基づいて行う学校関係者評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、学校関係者等から理解と参画を得て、地域におけるステークホルダーと専修学校との連携協力による特色ある専修学校づくりを進めること。

専修学校における学校評価の目的（ガイドライン7頁）

※ 国、都道府県等が、

学校評価の結果や取組状況を踏まえて、
専修学校に対する
支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、

一定水準の実践的な職業教育等の質を保証し、
その向上を図ることが期待される。

生徒・卒業生・関係業界等対象のアンケート
(外部アンケート等) : ガイドライン8頁抜粋

外部アンケートは、
学校の自己評価を行う過程で、目標等の設定・達成状況や
取組の適切さ等について評価するための手段と捉えることが
適当であり、学校関係者評価そのものとは異なる
ことに留意する必要がある。

○ 学校評価は、結果である報告書の作成自体が目的化するという
「評価のための評価」となることなく、今後の改善につながる実効
性ある取組とすることが重要である。

(2) 学校関係者評価

(ア) 学校関係者評価の実施

- 学校教育法上の努力義務とされ、自己評価結果を踏まえ当該学校の関係者が行う「学校関係者評価」は、
 - ① 自己評価の評価結果について、学校外の関係者による評価を行い、自己評価結果の客観性・透明性を高めること、
 - ② 生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・職能団体・専門分野別の関係団体、中学校・高等学校等、保護者・地域住民、所轄庁・自治体の関係部局など、専修学校と密接に関係する者の理解促進や連携協力による学校運営の改善を図ること等を目的として行うこととする。
- 学校外の関係者によるアンケート等では、前述のような効果を十分に得ることが期待できず、学校関係者評価に期待される役割を十分に担うことが難しいことから、その実施のみをもって学校関係者評価を行ったとみなすことは適当でない。
- 実施にあたり、学校は上記②のような学校と直接関係のある学校外の者を評価者とする学校関係者評価委員会、又は学校規模に見合った体制を整備し、評価を行う「学校関係者」を選任する。
- また、「学校関係者」に対し、特に関わりのある重点目標、計画や自己評価、今後の取組方針などを説明し、「学校関係者」自らが学校見学や、教職員・生徒やステークホルダーとなる関係業界・卒業生等と対話を行い、教育活動、学校運営等に係る課題を共有し、今後の方向性等に対する助言等を行うことが期待される。
- 学校関係者評価委員会等は、その評価結果や今後の改善方策等についてとりまとめ、広く公表するとともに、学校はこれを自己評価の改善方策の検討において活用し、次年

学校関係者評価 ガイドライン16頁

度の重点目標の設定や具体的取組の改善を図る。

- 学校関係者評価委員会等は、各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することを基本とする。具体的には、
 - ・ 自己評価の結果の内容が適切かどうか
 - ・ 自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
 - ・ 学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切かどうか
 - ・ 学校運営の改善に向けた実際の取組が適切かどうかなどを評価するとともに、学校運営の継続的改善を図る観点から、例えば、運営改善のための専門的助言を行うことが期待される。
- 学校関係者評価を実施する上で、必要な事務等は学校が行うことから、学校規模によっては、過度の負担とならないよう配慮が必要である。例えば、自己評価のうち、専門的・客観的な観点からの項目の重点化や、法人の評議員会等既存組織の協力を得て評価を行うことも考えられる。ただし、その場合、評議員会等との役割の違いを明確にし、学校関係者評価の取組の透明性確保に努めるなどの配慮が必要である。

次頁拡大 ←

- 学校関係者評価を実施する上で、
必要な事務等は学校が行うことから、
学校規模によっては、過度の負担とならないよう
配慮が必要である。

例えば、自己評価のうち、
専門的・客観的な観点からの項目の重点化や、
法人の評議員会等既存組織の協力を得て
評価を行うことも考えられる。
ただし、その場合、
評議員会等との役割の違いを明確にし、
学校関係者評価の取組の透明性確保に努めるなどの
配慮が必要である。

法人の評議員会が学校関係者評価委員会を兼ねる場合のポイント

- 1) 評議員会開催通知
学校関係者評価委員会の開催通知… それぞでの通知の文書化
- 2) 評議員会とつなげて自己評価への意見をいただいた場合は
(同時開催の場合)
評議員会議事録と学校関係者評価委員会報告書は
別々のものとして書面化する
- 3) 評議員と学校評価委員のメンバーとの調整

生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・職能団体・専門分野別の関係団体、
中学校・高等学校等、保護者・地域住民、所轄庁・自治体の関係部局など、
専修学校と密接に関係する者

透明性確保に努めるなどの配慮とは…（文科省回答）

学校関係者評価は、学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策についての評価を行うものであり、その目的は自己評価の客観性・透明性を高めること、**保護者や地域住民等の学校関係者等、学校と密接な関わりを有する者が**、学校評価とそれに通じた学校運営の改善に参画することである。

学校評議員や学校運営協議会は、学校運営に関して意見を述べることができるものであり、自己評価の客観性・透明性を高めるという学校関係者評価の目的に照らせば、構成メンバーが偏らないようにすること、**自らが学校運営に関わる立場であることを認識し、より客観的に評価を行うよう留意すること**などの配慮が必要である。

リーフレットを参照しながら進めましょう
自己評価と学校関係者評価は
A4サイズ1枚にまとめて公表できます



すぐできる！

自己評価と学校関係者評価

～幼児の育ちを支える園の質の向上のために～



- ・今さら「学校評価」の目的や方法を尋ねにくい
- ・自園では実施しているが本当にそれでよいのか自信が持てない



報告書の進め方・解説

年度初め

年度途中

1月

年度末

2月

自己評価プロセス

学校関係者評価プロセス

1

園の教育目標を確認する

教育目標や教育方針などを教職員で改めて共有しましょう。
※以下5までのステップは、園長のリーダーシップの下、全教職員が参加して行う。

2

園の重点目標を決める

教育目標の実現に向け、昨年度の課題をもとに、本年度重点的に取り組むべき目標を決めましょう。

3

1 評価項目を設定する

重点目標の達成に向けた具体的な取り組みとして、評価項目を設定しましょう。3項目程度が目安です。

2 評価項目について自己評価をする

各評価項目の達成状況や達成に向けた取り組みの状況を把握・整理し、これまで進めてきた取り組みが適切かどうか、全教職員が参加して評価しましょう。その際、保護者アンケート等の結果を活用すると、自己評価のプロセスに客観性をもたせることができます。
報告書には、取り組んだ内容について記載し、取り組み状況について例えばA～Dの4段階評価等をつけ、その段階にした根拠を記述することが大切です。

4

総合的な評価を行う

上記を基に本年度の総合的な評価結果とその根拠を記載しましょう。

5

今後の取り組むべき課題を考える

本年度の評価をもとに、次年度以降取り組むべき課題を3項目程度考えましょう。

6

1 学校関係者評価委員会を開催する（園が学校関係者評価委員会を組織する。）

学校関係者評価委員会開催までの間に、委員会を組織しましょう。保護者や地域住民などの学校関係者による構成が基本ですが、評議員会等の既存の組織を活用して評価を行うことも考えられます。
評価委員に幼稚園教育を理解していただくことも大切なポイントです。

2 自己評価をもとに学校関係者評価を実施する

（学校関係者評価委員会に対し、園長等が自己評価の取組状況を説明する。委員会は自己評価の結果等について評価し、その内容を取りまとめる。）
学校関係者評価委員会で、自己評価の結果及び今後取り組む記載内容）について、評価を受けましょう。

3 学校関係者評価報告書を作成し公表・報告する

（園が評価の結果を報告書に取りまとめる。報告書は広く保護者等に公表し、設置者に提出する。）
学校関係者評価委員会の結果を報告書に記載しましょう。また、保護者や地域住民等に、ホームページ・おたより・掲示等で公表するとともに、報告書を設置者に提出しましょう。

例

令和元年度 自己評価・学校関係者評価報告書

令和 年 月 日

学) 〇〇学園 〇〇幼稚園

1. 本園の教育目標
・美しいものに感動できる子ども
・友だちと協力して意欲的に行動できる子ども
・自分の考えや発見を表現できる子ども
・個性豊かで創造的な子ども

2. 本年度重点的に取り組む目標・計画
幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、一人一人の幼児を大切にしたい質の高い教育の実践を目指す。

3. 評価項目の達成及び取り組み状況

	評価項目	評価	取り組み状況
1	教育課程を見直し改善を図る	A	幼児の姿や遊びの記録をもとに、教職員が定期的に話し合い、ねらいや内容の見直しを行った。
2	教育の質向上のために、園内研修を充実させる	A	写真やエピソードを通して幼児の育ちを語り合う研修を毎月実施した。その結果、幼児理解が深まり同僚性も育まれた。
3	特別支援教育のための園内支援体制を整備する	B	特別支援コーディネーターを配置し、家庭や関係機関との連携を図り、個別の指導計画を作成した。

評価（A…十分に成果があった B…成果があった C…少し成果があった D…成果がなかった）

4. 総合的な評価結果

評価	理由
A	3つの評価項目について重点的に取り組んだ結果、一人一人の幼児を大切にしたい質の高い教育を実践することができた。また、さらなる質の向上に向けた課題も明確になった。

評価（A…十分に成果があった B…成果があった C…少し成果があった D…成果がなかった）

5. 今後取り組む課題

	課題	具体的な取り組み方法
1	環境	園庭や室内の環境について話し合い、遊びが充実するように幼児の発達に添った環境の構成に取り組む。
2	安全管理	緊急事態発生に備えて、危機管理マニュアル等を教職員間で共通理解し、意

6. 学校関係者評価委員会の評価

子どもたちがのびのびと自己を表現できる豊かな環境で生活している様子がみられた。幼稚園の教育目標のもと一人一人を大切にしたいきめ細かい保育がなされ、子どもを中心に園づくりがされている様子は大変好ましい。今後も期待して園の成長を確認していきたい。

私立幼稚園のための学校評価リーフレットより

報告書の進め方・解説

年度初め

年度途中

1月

自己評価プロセス

1

① 国の教育目標を確認する

教育目標や教育方針などを教職員で改めて共有しましょう。
※以下5までのステップは、園長のリーダーシップの下、全教職員が参加して行う。

2

② 園の重点目標を決める

教育目標の実現に向け、昨年度の課題をもとに、本年度重点的に取り組むべき目標を決めましょう。

3

① 評価項目を設定する

重点目標の達成に向けた具体的な取り組みとして、評価項目を設定しましょう。3項目程度が目安です。

② 評価項目について自己評価をする

各評価項目の達成状況や達成に向けた取り組みの状況を把握・整理し、これまで進めてきた取り組みが適切かどうか、全教職員が参加して評価しましょう。その際、保護者アンケート等の結果を活用すると、自己評価のプロセスに客観性をもたせることができます。

報告書には、取り組んだ内容について記載し、取り組み状況について例えばA～Dの4段階評価等をつけ、その段階にした根拠を記述することが大切です。

1. 本
・美
・友

2. 本
幼

3. 評

1

2



例

令和元年度 自己評価・学校関係者評価報告書

令和 年 月 日

学) 〇〇学園 〇〇幼稚園

1. 本園の教育目標

- ・美しいものに感動できる子ども
- ・友だちと協力して意欲的に行動できる子ども
- ・自分の考えや発見を表現できる子ども
- ・個性豊かで創造的な子ども

2. 本年度重点的に取り組む目標・計画

幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、一人一人の幼児を大切にした質の高い教育の実践を目指す。

3. 評価項目の達成及び取り組み状況

	評価項目	評価	取り組み状況
1	教育課程を見直し改善を図る	A	幼児の姿や遊びの記録をもとに、教職員が定期的に話し合い、ねらいや内容の見直しを行った。
2	教育の質向上のために、園内研修を充実させる	A	写真やエピソードを通して幼児の育ちを語り合う研修を毎月実施した。その結果、幼児理解が深まり同僚性も育まれた。
3	特別支援教育のための園内支援	B	特別支援コーディネーターを配置し、家庭や関係機



年度末

2月

年度末

学校関係者評価プロセス



4 総合的な評価を行う

上記を基に本年度の総合的な評価結果とその根拠を記載しましょう。

5

5 今後の取り組むべき課題を考える

本年度の評価をもとに、次年度以降取り組むべき課題を3項目程度考えましょう。

6

- ① 学校関係者評価委員会を開催する（園が学校関係者評価委員会を組織する。）
学校関係者評価委員会開催までの間に、委員会を組織しましょう。保護者や地域住民などの学校関係者による構成が基本ですが、評議員会等の既存の組織を活用して評価を行うことも考えられます。
評価委員に幼稚園教育を理解していただくことも大切なポイントです。
- ② 自己評価をもとに学校関係者評価を実施する
（学校関係者評価委員会に対し、園長等が自己評価の取組状況を説明する。委員会は自己評価の結果等について評価し、その内容を取りまとめる。）
学校関係者評価委員会で、自己評価の結果及び今後取り組むべき課題（報告書1～5の記載内容）について、評価を受けましょう。
- ③ 学校関係者評価報告書を作成し公表・報告する
（園が評価の結果を報告書に取りまとめる。報告書は広く保護者等に公表し、設置者に提出する。）
学校関係者評価委員会の結果を報告書に記載しましょう。また、保護者や地域住民等に、ホームページ・おたより・掲示等で公表するとともに、報告書を設置者に提出しましょう。

評価（

4. 総

評価（

5. 今

6. 学

子
の
教
れ
て



4. 総合的な評価結果

評価	理由
A	3つの評価項目について重点的に取り組んだ結果、一人一人の幼児を大切にした質の高い教育を実践することができた。また、さらなる質の向上に向けた課題も明確になった。

評価（A…十分に成果があった B…成果があった C…少し成果があった D…成果がなかった）

5. 今後取り組む課題

	課題	具体的な取り組み方法
1	環境	園庭や室内の環境について話し合い、遊びが充実するように幼児の発達に添った環境の構成に取り組む。
2	安全管理	緊急事態発生に備えて、危機管理マニュアル等を教職員間で共通理解し、意識の向上やマニュアルの改善を図る。
3	幼小接続	幼稚園と小学校の教師が共に学ぶ機会を持ち、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して教育の接続を図る。

6. 学校関係者評価委員会の評価

子どもたちがのびのびと自己を表現できる豊かな環境で生活している様子がみられた。幼稚園の教育目標のもと一人一人を大切にされたきめ細かい保育がなされ、子どもを中心に園づくりがされている様子は大変好ましい。今後も期待して園の成長を確認していきたい。



ご清聴ありがとうございました

予備知識：「学校評価」の成り立ちを理解するために

日本の制度にある2つの評価システム
新制度によって評価が混在した状況

文部科学省 学校評価（含 第三者評価）

子どもたちがより良い教育を享受できるよう、
その教育活動等の成果を検証し、
学校運営の改善と発展を目指すための取組

厚生労働省 保育所等福祉サービス「第三者評価」事業

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、
サービスの質の向上に結びつけることを目的
なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、
結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となる

評価の在り方の違い（背景：出自）

文部科学省・義務教育

義務教育は、学区制・原則選択不可

そのためにメンバーシップの強化

記名式のアンケートの重視

学校を開き 保護者と地域を取り込み 協働

厚労省・福祉サービス

サービス受給者が自由に業者を選択できるように

客観的な情報を積極的に提供する

無記名式アンケートの重視

（飲食店のランキングのような？）

参加

義務教育における
学校教育 含 第三者評価

非選択

選択

「社会に開かれた教育課程」
説明責任をはたし
保護者や地域等の
理解と参画を得て向上を図る

福祉サービスにおける
第三者評価

利用者がよりよく選択するために
チェックリストによる定量評価

不参加

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「**アクティブ・ラーニング**」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び

幼稚園は学校教育の始まりであり、こうした改訂の方向性を踏まえて幼稚園教育要領において必要な改訂を実施